

「主な取組」検証票

施策展開	4-(1)-ア	国際ネットワークの形成と多様な交流の推進		
施策	②観光交流、経済交流等の推進			
(施策の小項目)	○学術・文化・地域間交流等の推進			
主な取組	海外研修生受入による農業農村活性化事業	実施計画 記載頁	345	
対応する 主な課題	○歴史的・地理的特性により培われた沖縄の発展可能性は、諸外国・地域との交流と連携を深めながらともに発展していくという取組の中で特に発揮されるものであり、観光・学術・文化・経済など様々な分野における国際交流を強化し、交流の架け橋となる人材の育成や人的ネットワークの構築等により交流基盤としてのウチナーネットワークを強化・拡充することが必要不可欠である。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	亜熱帯・島しょ性地域に適合した沖縄独自の技術やノウハウ等を有する農業の分野において、アジア・太平洋地域の国々等から海外研修生を受け入れ、国際協力の一翼を担いながら、事業を通して国際的なネットワークの形成を目指し、本県農業・農村の地域活性化を図ることを目的とする。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
		1期研修生受入(35人)	2期研修生受入(35人)			→	県
	県内生産農家での農業技術習得研修の実施						
担当部課	農林水産部営農支援課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
海外研修受入による農業農村活性化事業	166,405	128,785	1期研修生は、12ヶ月の技能実習を実施し、2期研修生は、8月から2ヶ月の法的研修及び6ヶ月の技能実習を実施した。入所式1回、研修会・交流会1回を実施することができた。2期生研修生受入35人の目標に対し、42名の研修生を受け入れた。	一括交付金(ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
1期研修生受入			35人	26人
2期研修生受入			35人	42人
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	技能実習制度等に精通した監理団体に業務委託を行い、研修生を受け入れたが、1期生26人に留まったため、2期生を計画値の35人よりも7人増加の42人となり、2年間で70人の目標受入人数には届かなかったが、68人の研修生を受け入れることができた。また、研修生と受入農家、関係者を一堂に会した研修交流会を実施し、将来のプランニングについて意見交換会をすることができた。			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
海外研修受入による農業農村活性化事業	166,847	<ul style="list-style-type: none"> ・1期生、2期生68人の技能実習 ・技能実習状況の現地確認6回 ・研修会・交流会の開催1回 ・受入農家の収支経営把握5戸 	一括交付金(ソフト)

(3) これまでの改善案の反映状況

<ul style="list-style-type: none"> ・海外研修生の受入には、出入国審査等に時間を要するため、監理団体の公募及び審査会を早めに開催し、2期生の事業を円滑に推進することができた。 ・1期生は、4月より受入農家で研修が開始されるため、早期に監理団体と契約を締結し、研修状況や現地確認、中間報告会を開催し、事業が円滑に実施できた。 ・家畜伝染病防疫対策のための、研修生や受入農家に研修やチラシ等を配布し、周知を図った。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
海外研修生の受入数	26人 (25年)	42人 (26年)	68人 (27年)	↗	—
状況説明	平成25年度からの新規事業で、平成26年度は、1期生26人、平成26年度2期生42人の合計68人を受け入れ事業を推進した。平成26年度は、入国手続き等に少し時間を要したため、42人の入国が遅れ、研修期間が短くなったが、受け入れた農家との信頼関係や地域との交流もあり、農業・農村の地域活性化に貢献している。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

<ul style="list-style-type: none"> ・農業技術やノウハウを交流することにより、その地域の農業振興に有効とされ国際協力の一翼を担うことになるが、受入農家の入国管理法や技能実習制度等の法制度の理解の徹底はまだ十分とは言えないので、周知を図る必要がある。
--

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<ul style="list-style-type: none"> ・海外研修生の受入農家においても、入国管理法や技能実習制度等の法制度等の理解を深める必要がある。 ・地域農業振興に支障をきたさないよう家畜伝染病防疫対策等については、研修会や現地確認時などを活用し、研修生、受入農家等関係者に周知を図る必要がある。 ・受入農家へ事業終了後も継続的に海外研修生の受入が実施できるように、経営収支を数値的に把握する必要がある。

4 取組の改善案(Action)

<ul style="list-style-type: none"> ・海外研修生の受入農家においても、入国管理法や技能実習制度等の法制度等の理解を深めるため、月1回の訪問会にて、周知を図る。 ・引き続き、研修会等で海外研修生、受入農家関係者等へ家畜伝染病防疫対策等のチラシや資料を配付して、さらに周知徹底する。 ・受入農家が、事業終了後も継続的に海外研修生の受入を実施できるように、経営収支を数値的に把握し、検証を行う。
--